

【 処置 】

９９ 慢性気管支炎等に対する間歇的陽圧吸入法の算定について

《令和６年３月２９日》

○ 取扱い

次の呼吸器疾患等に対する J 026 間歇的陽圧吸入法の算定は、原則として認められる。

- (1) 慢性気管支炎、肺気腫又は慢性閉塞性肺疾患
- (2) 胸部手術の術後

○ 取扱いを作成した根拠等

間歇的陽圧吸入法は、間歇的陽圧呼吸装置の回路にネブライザを組み込み、気管支拡張薬や去痰薬を吸入させる手技であり、慢性気管支炎、肺気腫又は慢性閉塞性肺疾患、胸部手術の術後にもしばしば用いられており、これら疾患・病態に対する J 026 間歇的陽圧吸入法の算定は、原則として認められると判断した。